

## 愛知教育大学附属幼稚園 いじめ防止基本方針

### はじめに—— いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、集団内の一定の人間関係を背景に、特定の者を攻撃する人権侵害の行為であり、いじめられた幼児・児童・生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。

愛知教育大学では、「いじめ防止対策推進法」を受け、各附属学校において「いじめ防止基本方針」を定めている。幼稚園は法律の対象ではないが、小学校低学年でも懸念されている状況にあり、小・中学校のみならず、附属幼稚園においても「いじめ防止基本方針」を制定することとする。

どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、被害による苦しみを子ども一人で抱え込んでしまわないよう、園全体で組織的に指導に当たる。

何より幼稚園は、幼児が教職員や周囲の友だちと信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切である。幼児一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、お互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる幼稚園づくりに取り組むこととする。幼児たちが、さまざまな体験活動等を通して多様な他者と交わり、人間的に成長できる取組の充実を図る。

### I. いじめ防止対策について

- (1) 年度初めに、教職員間で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を図る。
- (2) 教職員は、幼児のささいな兆候を見逃さないように努める。
- (3) いじめを認知又はささいな兆候や懸念、幼児又は保護者からの訴えによるいじめの疑いがある場合は、特定の教員が抱え込むことなく、速やかに幼稚園が組織として対応する。
- (4) いじめについては〔1〕いじめ事案と〔2〕重大事態に分け、以下に具体的な対応を記す。

### II. 「いじめ事案」への対応

- (1) いじめを認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに園長、副園長に相談する。  
速やかに幼稚園が組織として対応(以下(2)～(3))するとともに、国立大学法人愛知教育大学へ報告する。
- (2) 幼稚園は、被害幼児を守り通す姿勢で対応する。また、加害幼児には教育的配慮のもと、人間的成長を促すよう聞き取りをし、指導や支援を行う。

(3)教職員の共通理解、保護者の協力のもとで取り組む。事案の内容によっては、設置者である国立大学法人愛知教育大学に所属する専門家の協力を得る。

### Ⅲ. 「重大事態」への対応

園長、副園長が重大事態と判断した場合、附属幼稚園は速やかに国立大学法人愛知教育大学へ報告する。

(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法 第28条」）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

なお、重大事態には、法で定められたもののほか、幼児や保護者等から重大事態との申し立てがあった場合を含むものとする。

1) 重大事態には、原則として設置者である国立大学法人愛知教育大学が調査の主体となる。  
2) ただし、従来の経緯や事態の特性、いじめられた幼児又は保護者の意向などを踏まえ、幼稚園が調査主体となることが望ましいと法人が判断した場合は、文部科学省が示す「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づき、「いじめ対策委員会」（園長、副園長、教諭、養護教諭、国立大学法人愛知教育大学に所属する専門家等で組織）を調査母体に、事態に応じてスクールカウンセラーや適切な外部の専門家を加えて対応する。

その場合、法人からは附属学校担当理事と顧問弁護士がオブザーバーとして参加する。

3) いずれの場合も、マスコミ等、外部機関への対応は、附属学校担当理事と園長が協力して担当し、広報・地域連携課及び附属学校課がこれを支援する。

設置した調査組織により、いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

#### 【留意事項1】・・・事実関係を明確にするための調査を実施

- 因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- 調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合う。
- 先行した調査を行っている場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

#### 【留意事項2】・・・いじめを受けた幼児及びその保護者に対して情報を適切に提供

- 調査により明らかになった事実関係について、経過報告を含め、情報を適切に提供する。
- 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を理由に説明を怠るようなことがあってはならない。
- アンケートを行う場合は、いじめを受けた幼児やその保護者に提供する場合があることから、予め、その旨を調査対象者へ説明することが必要。

**【留意事項3】・・・調査結果の法人への報告、調査結果を踏まえた必要な措置**

- 調査の結果は、設置者である国立大学法人愛知教育大学へ報告する。
- いじめを受けた幼児の保護者が希望する場合には、いじめを受けた幼児の保護者の所見をまとめた文書を調査結果に添える。
- 幼稚園は、調査結果を踏まえ、幼児が安心して活動できるよう必要な措置を行う。設置者である法人は、これを支援する。